

新連載
人権尊重を求める
歴史的経緯

最近、「ビジネスと人権」を
テーマとする報道や議論を目に
する機会が増えてきた。なぜ今、
このテーマに注目が集まっている
のか。金融機関にはどのような
取り組みが求められ、実際に

どのような取り組みが進められ
ているのか。本連載では、こう
した疑問について、主に金融機
関のリスク管理の観点から考察
していく。

最近、「第二次世界大戦終結後、国際
社会は、人権を擁護するための
合意形成を着実に進めてきた。
その動きは、1990年代に入

り、グローバル化の加速を受け
て転機を迎える。例えば、製造
業で委託生産活動が本格化し、
発展途上国を中心に強制労働や
児童労働の問題が顕在化するよ
うになった。また、資源セクタ
では、紛争地帯など劣悪な環
境下での操業が横行し、土地の
収奪や水質の汚染など、コミュニ
ティに悪影響が及ぶようにな
った。

こうした事態を受け、国連の
アナン事務総長は99年に、グロ
ーバル化の「負」の側面の解決
に向けて「人権」「労働」「環
境」「腐敗防止」に関する10の
原則の実践を企業に求める「国
連グローバル・コンパクト」を
提唱した。世界中の企業が賛同
を表明するなか、国連の人権理
事会は2011年、人権尊重に
関する企業の責任を定めた「ビ
ジネスと人権に関する指導原則
(以下、指導原則)」を、全会
一致で支持した。

最近では、社会課題の解決か
ら生まれる「社会価値」と「企
業価値」の両立を目指す「共通
価値創造」(CSV=Creating
Shared Value)が、企業経営の新
たなパラダイムとして浸透しつ
つある。企業がライツホルダー
(人権への影響を考慮すべき対
象)の人権に及ぼすリスクを抑
制することは、CSVの推進や、
企業自身のリスクを抑制するこ
とにつながる(図表)。

新連載

ビジネスと人権、 求められるリスク管理

1 企業に「ビジネスと人権」の 取り組みが求められる背景



ディレクター
三尾 仁志



PwCコンサルティング
パートナー
永野 隆一

指導原則は、①国家の義務、
②企業の責任、③救済へのアク
セス」の3本柱で構成されて
おり、企業活動を通じた人権面
の悪影響やそのリスクを軽減す
る観点から、企業が人権方針を
策定した上で人権デューデリジ
エンスを実施し、救済メカニズ
ムを構築することを求めている。
指導原則の策定を受け、西側
諸国では、企業に人権尊重の義
務を課す法制化作業が加速して
いる。15年に制定された英国の
「現代奴隸法」を皮切りに、フ
ランス、オーストラリア、オラ
ンダ、ノルウェー、ドイツで新
たな人権法制が制定され、EU
では「企業持続可能性デューデ
リジエンス指令案」が審議中で
ある。米国では、16年の「グロ

「バル・マグニッキー人権問題法」に続き、21年に「ウイグル強制労働防止法」が成立した。

地政学的環境の変化で「分断」が深刻化

西側諸国におけるこうした動

きの背景には、

地政学的環境の

変化の影響があ

る。地政学リス

クを専門とする

調査会社ユーラ

シア・グループ

は最近、「消費

者や従業員は、

（中略）企業が

多様性、投票権、

強制労働・児童

労働、環境や人

権に配慮したサ

プライチャーン、

言論の自由など

について立場を

明確にすること

を求めている」

と指摘した。そ

の上で、「企業

が中国での強制

労働に反対の声

を上げれば、中

国規制当局や

消費者の怒りを買う。また声を上げなければ、米国、カナダ、英國、欧州連合の規制当局や消費者からの反発を受ける」とし、地政学的環境の変化により、人権を巡る国際社会の分断が深刻化し、企業に求められる人権尊重の対応が複雑化しているリスクに警鐘を鳴らしている（注1）。

こうした分断を象徴する出来事があった。昨年10月、国連人権理事会は、新疆ウイグル自治区での深刻な人権侵害を指摘した人権高等弁務官事務所の報告書を討論するよう求める動議を19カ国（反対、17カ国賛成、11カ国棄権）で否決した。11年に、人権理事会で指導原則が全会一致で支持された時と比較すると、状況は一変している。

日本では22年9月、政府が「責任あるサプライチャーン等における人権尊重のためのガイドライン」を策定した。ガイドライン冒頭で示されている「自由、民主主義、人権、法の支配といった普遍的・基本的価値」は、日本の重点外交政策である「自由と繁栄の弧」のカギとなるフレーズである（注2）。政府

が人権尊重の取り組みを企業に求め背景には、外交戦略上の配慮が影響している。金融機関が、ビジネスと人権の問題にどう取り組むべきかを考える際には、CSVの推進という要素に加え、地政学的環境の変化が日本の立ち位置や政府の取り組みに与える影響という要素を勘案する必要がある。以上を踏まえ、次回はビジネスと人権を巡る内外当局の取り組みについて、より詳しく解説する。

（注1）ユーラシア・グループ
[TOP RISKS 2022]（22年1月）

2 外務省「価値の外交」と
「自由と繁栄の弧」について
（参考資料）（22年11月30日）

ながらのりゅういち
大手監査法人を経て、16年入社。
主に金融機関のリスク管理、規制
対応、コンプライアンス、ESG
領域のトランクフォーメーション
を支援。
みおひとし
日本銀行国際課長、金融システム
調査課長を経て、21年入社。ES
G分野を含む金融機関のリスク管
理高度化の支援を実施。